令和元年度答申第1号 令和元年 7月 9日

松戸市長 本郷谷 健次 様

松戸市情報公開審査会 会長 後 藤 仁 哉 印

公文書の開示決定に係る審査請求に対する諮問について(答申)

平成30年8月20日付け松総行第126号をもって諮問のあった「事務事業危機管理マニュアル全部、書式や様式等も含めて一切」に係る公文書の全部開示決定に対する審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、別紙のとおり答申する。

1 審査会の結論

本件審査請求の対象となった公文書(以下「本件文書」という。)に対する審査請求について、審査請求人の主張は棄却することが妥当である。

2 本件審査請求までの経過

審査請求人は、平成30年6月1日付け公文書開示請求書により、「事務事業危機管理マニュアル全部、書式や様式等も含めて一切」について、開示請求 (以下「本件開示請求」という。)をした。

松戸市長(総務部行政経営課をいう。以下同じ。)は、本件開示請求に対して、平成30年6月15日付け公文書開示決定通知書により、松戸市情報公開条例(平成13年条例第30号。以下「条例」という。)第10条第1項の規定により、公文書の全部開示決定(以下「本件処分」という。)をした。

審査請求人は、本件処分を不服とし、平成30年7月9日付け審査請求書により、本件処分に対して、本件審査請求をした。

なお、審査請求人は、本件とは別に、平成30年6月19日付け開示請求により、「松戸市事務事業危機管理マニュアルのうち、平成28年度と平成29年度のもの一切。表や付録や書式や様式や添付や別紙や別添等も含む。」を開示請求し、実施機関は、平成30年7月3日、全部開示決定をした。

3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「本件処分を取り消して、請求対象文書をさらに特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの裁決を求める。公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。開示決定の場合も教示文を付すことを求める。」というものである。

4 実施機関の説明要旨

(1)本件処分の理由について、公文書開示請求書には、「事務事業危機管理マニュアル全部、書式や様式等も含めて一切」と記載されているため、開示請求当時、実施機関において利用していた事務事業危機管理マニュアルを開

示した。

- (2) 処分庁は、請求のあった公文書を特定し、既に全部開示しており、本件審査請求には理由がない。
- (3)審査請求人は、全部開示の場合でも教示を付すべきと主張するが、申請に 係る処分につき申請どおりの処分をする場合には、処分の相手方は本来不 服がないのであるから、相手方に対して教示を行う必要はない。
- (4)審査請求の趣旨の項に記載されている裁量的開示については、条例においてはこのような規定はなく、主張自体失当である。

以上により、本件処分には違法又は不当な点はなく、取消しの必要はないため、本件審査請求には理由がなく、棄却すべきである。

5 審査会の判断

本件処分に対する審査会の判断は、次のとおりである。

(1) 条例における公文書の開示について

条例は、開示請求権として、何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができること(条例第5条)を規定する。

また、条例は、実施機関の責務として、条例の解釈及び運用に当たっては、この条例に定める公文書の開示を請求する権利を最大限に尊重しなければならないこと(条例第3条第1項)及び公文書を開示する場合においては、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないこと(同条第2項)を規定する。

(2) 本件文書について

条例において開示請求の対象となる公文書とは、「実施機関の職員が職務 上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が 保有しているもの」をいう(条例第2条第2項)。

本件において開示対象となっている文書は、処分庁において利用している事務事業危機管理マニュアルに係る文書(書式や様式等を含む。)その他の関連する文書であり、本件文書は、条例第2条第2項に規定する組織共用文書に該当する。

(3) 本件文書の開示について

条例は、公文書の開示義務として、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」ことを規定する(条例第7条)。

本件文書には非開示情報に該当する情報はないため、処分庁は、開示請求に対応する文書として、平成30年度の事務事業危機管理マニュアルの全部を開示することを決定したが、審査請求人に開示された文書は、処分庁が当該年度において現に利用しているもの(平成30年度版)のみであったため、審査請求人から、さらに文書を特定の上、開示するよう不服を申し立てた経緯が認められる。

当審査会において、処分庁に確認したところ、審査請求人からは、事務 事業危機管理マニュアルの作成年度について特に指定がなかったため、請 求時点において処分庁が利用しているものを開示すれば足りると判断した とのことであった。その後、審査請求人は、平成28年度と平成29年度 の事務事業危機管理マニュアルの開示請求をし、平成28年度のマニュア ルについては全部開示を受けており、平成29年度は改訂しておらず、平 成28年度のマニュアルと同一のものであることからすると、審査請求人 が開示を求めた文書はすでに全部開示されており、行政不服審査法(平成 26年法律第68号)による権利利益の救済(同法第1条)を行う必要性 はないことが認められる。

(4)審査請求人の主張について

裁量的開示については、条例に規定を欠くため、本件文書の開示の根拠とすることはできない。また、教示文を付することについては、全部開示決定は開示請求の内容に応じた処分であり、不服申立てをすることができる処分(行政不服審査法第82条第1項)に該当しないため、教示を求める必要性はないことが認められる。

(5)以上により、本件処分は妥当である。

6 審査会の結論

以上により、審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、実施機関においては、開示請求者に対して、開示請求に係る公文書の 特定に必要な情報を提供するよう努め(条例第6条)、文書の特定に、そごの 生じないように配慮することが求められる。

審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

審査会の処理経過

| 年 月 日 | 内 容 |
|------------|-----------------|
| 平成30年8月20日 | 諮問書の受理 |
| 平成31年2月13日 | 第1回審査会 (諮問の報告) |
| 平成31年3月28日 | 第2回審査会(審議・理由説明) |
| 平成31年4月22日 | 第3回審査会(審議・意見陳述) |
| 令和 元年6月 6日 | 第4回審査会(審議) |
| 令和 元年7月 8日 | 第5回審査会(審議) |